

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	やむを得ない事由による措置に要する費用徴収	
根拠条例等・条項	老人福祉法第28条第1項、堺市老人福祉法施行細則第5条第1項第3号	
所 管 課	長寿社会部 長寿支援課	
処 分 基 準	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">・設定</div> <div>・設定できない</div> <div>・基準非公開</div> </div> <p>当該措置に要した費用のうち介護保険により給付される額を除いた費用として堺市が負担した額を徴収する。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴 聞又は弁明の手続 の適用が除外され る場合の根拠例規 及び条項	